

(仮称)奥武山地域スポーツ観光交流拠点の住民説明会及び公聴会について

奥武山地域スポーツ観光交流拠点の工事の計画について、建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を開催いたしました。公聴会及び事前に「意見書」にいただいたご意見への回答は以下の通りです。なお、今回は、当該事業における住民説明会も同時に開催しておりますので、住民説明会でのご意見・ご質問も併せて掲載しております。

番号	ご意見	回答
1	<p>近辺の飲食店の店主ですが、巨人軍などのファンの方などご来店するのですが、お店にのぼり等を上げないのですかと声がありました。</p> <p>スポーツの団体等が来る時は奥武山近辺の飲食店へ無料ののぼり等を配布してほしいです。</p> <p>近辺への迷惑行為の抑制に店舗側も力をよろこんでお貸します。</p>	<p>周辺飲食店等への案内表示やのぼり等による情報発信につきましては、来訪者の周遊促進や地域連携の観点から、今後の運営や関係機関との連携を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、読売巨人軍那覇協会においては、1口1万円から協賛でき、協賛特典として企業・団体名入りの応援のぼりの設置も行っております。こうした既存の取組も含め、地域事業者の皆様が参加しやすい方策について、今後の参考としてまいります。</p>
2	<p>沖縄セルラースタジアム、武道館、プール、テニスなど駐車場がぜんぜん足りません。また、多目的屋内運動場の施設は駐車場を3千台ほど確保しなければ、断固反対します。</p> <p>スタジアムで野球があるとき、鏡原町は違法駐車が多くあり迷惑しております。</p>	<p>奥武山公園についてはイベント時などの駐車場不足や周辺道路への迷惑駐車に関するご懸念については、重要な課題であると認識しております。</p> <p>一方で、本施設は沖縄市のサントリーアリーナのような大規模集客型施設ではなく、平時において日常利用・地域利用を中心とした競技者主体のスポーツ施設であることから、本施設整備により急激な利用者や来場車両が増加するものではなく、周辺の交通状況や駐車環境が極端に悪化するものではないと考えております。</p> <p>公園内における駐車場の整備については、県との協議や公園全体の土地利用に関する考え方を踏まえる必要もございますので、新たな駐車場整備については難しい状況です。</p> <p>イベント開催時など一時的に来場者の増加が見込まれる場合には、主催者に対し、これまでどおりモノレールなどの公共交通機関の利用を促すとともに、交通誘導や臨時駐車場の確保などの代替措置を検討するよう求めてまいります。なお、路上駐車が発生した場合には、警察と連携しながら情報共有を図ってまいります。</p>
3	<p>多目的運動場含め奥武山公園が今後の観光振興や地域活性化に繋がることは私が住んでいる鏡原町内においても非常に喜ばしいことだと思います。</p> <p>一方で資料には公園内に駐車場を増設する等の整備が盛り込まれておりません。仮に多目的屋内運動場が建設された場合、鏡原町内のみならず山下町や壺川駅周辺など近隣住民へ路駐などによる迷惑駐車が発生が懸念されます。現に沖縄市のサントリーアリーナのように迷惑駐車により近隣住民が困惑している状況を鑑み、同様の問題が懸念されます。</p> <p>昨年、県体育協会内において現在の陸上競技場が1万人ひいては2万人収容のサッカー競技場を建設予定との説明会に参加しましたが、公聴者から駐車場の問題が懸念されるとの発言があったにもかかわらず、地下駐車場を含めた建設は土壌の性質から厳しく原則、公共交通の利用など(モノレールは2.3両編成しかなく)事務局より納得が得られる回答は無かったと記憶しております。</p> <p>サッカー場の建設の上、更に本件の整備工事により、前述の課題が懸念されることは容易に想像できます。については、公園全体の課題として駐車場のハード面の課題もご認識頂き、並行して整備頂けるよう要望いたします。</p> <p>具体案としてはテニスコート場及び護国神社入り口の平面駐車場を立体化する。今後、那覇軍港が浦添に移転の段階で、一部(野球場向かい側など)を駐車場にすることなどです。</p>	<p>No.2と同様の回答</p>

番号	ご意見	回答
4	住民説明会及び公聴会として開催しているが、参加の人数が少ない。それぞれの案内についてポスティングの範囲や配布数はどうなっていますか。	会の開催について公告を行い、計画敷地から50mの範囲を対象に案内を郵送及びポスティングしております。郵送が30通、ポスティング数が42か所となっております。
5	住民説明会について、参加人数や呼びかけの範囲が足りないのではないか。事業概要に関して改めて説明会を開催することはあるか。	現時点で追加の説明会開催は予定しておりませんが、今後の事業の進捗や議会手続、工事着手前の周知の必要性等を踏まえ、地域への情報提供のあり方については改めて検討してまいります。特に、工事期間中の利用制限や周辺への影響が生じる事項については、必要に応じて分かりやすい周知に努めます。
6	軍港移設後にそこを駐車場として整備することはできますか。那覇市が使用できる確証、その時期について教えてください。	那覇軍港跡地の活用については、軍港移設の進捗が前提となるため、現時点では、那覇市がいつから、どの範囲を、どのような用途で使用できるかを具体的にお示しできる状況にはありません。
7	当該事業についてもっと事前にアナウンスが欲しかった。今回の説明会で初めて知ったため、設計に入る前に知らせてほしかったです。	今後については、事業の進捗に応じて、必要な情報を適切な時期に分かりやすく周知できるよう努めてまいります。
8	当該施設と「沖縄セルラーパーク」との違いは何ですか。	<p>本施設は、既存の沖縄セルラーパーク那覇と同一の役割を担う施設ではなく、想定する利用形態や機能が異なる施設として整備を予定しているものです。</p> <p>まず、床面や人工芝の仕様が異なるため、利用に適したスポーツ種目や活動内容に違いがあり、種目の違いとしては現時点では主にテニスが挙げられます。しかし、本施設の特徴は種目の違いだけではなく、日常的なスポーツ利用や練習利用、地域利用、多目的利用に幅広く対応できる点にあります。</p> <p>具体的には、テニス利用への対応に加え、イベントエリアと連携した一体的な活用、空調設備の導入、ステージの設置が可能であること、吸音材の導入、給排水設備を備えていることなど、沖縄セルラーパーク那覇にはない、又は性格の異なる機能を備えることを想定しております。</p> <p>これにより、セルラーパークでは実施が難しい飲食を伴うイベント等の実施も可能となり、スポーツ利用に加えて交流やイベント活用の幅を広げることができます。</p> <p>このように、本施設は沖縄セルラーパーク那覇と競合するものではなく、機能や利用目的の違いを踏まえ、既存施設では十分に対応しきれない利用に対応する施設として位置付けております。</p>